

横浜市行政不服審査会答申
(第131号)

令和5年8月8日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、横浜市南福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づき審査請求人に支出した生活保護費（住宅扶助分）について返還を求め、かかる返還金について法第77条の2第1項に基づき令和4年4月15日付け生活保護費用徴収金決定処分（南生支第▲▲号。以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、処分庁が、生活保護受給者の立場の理解及び状況の把握をせず、審査請求人に対する説明を怠ったこと等を理由として本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 災害により前住居に住めなくなり、やむを得ず引っ越すことになったが、立退料の支払がなかったため、貯めておいた家賃分を引っ越しや家具の買い替え費用に使用した。なお、令和4年10月20日付けの反論書では、住宅扶助分を転居費用に消費した事実はないと主張している。
- (2) 転居前の家主が家賃を放棄する文書を処分庁宛てに送った意味がわからず、転居前の家主と処分庁だけで処分を決定したことに納得できない。
- (3) 処分庁は、生活保護受給者の立場の理解及び状況の把握をせず、審査請求人に対する説明を怠った。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、生活保護費の目的と届出の義務について保護開始時から承知しており、毎年、その旨が記載されたパンフレットその他を受け取り、本件に際しても、重ね重ね説明を受けてきた。
- (2) 令和3年4月5日、審査請求人は、処分庁から、滞納分の家賃を家主が受け取らないことが確定した場合は、支給された住宅費が返還となる旨の説明を受け了承していた。
- (3) 審査請求人は、滞納となった住宅費の用途についての説明が二転三転し

ながら、滞納状態が相当期間継続した。

- (4) 令和4年3月7日、転居前の家主から、未払家賃放棄書が処分庁へ送付され、滞納分の家賃を家主が受け取らないこととその金額が判明した。
- (5) 処分庁は、既に支給された令和元年10月1日から令和2年4月30日の間の住宅費の返還を決定し、保護の実施機関の責めに帰すべき理由がないことから徴収することを決定した。
- (6) よって、本件処分は何ら違法又は不当なものではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定

ア 法第19条第1項は、次のとおり規定する。

「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」

イ 法第19条第4項は、次のとおり規定する。

「前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。」

ウ 法第63条は、次のとおり規定する。

「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対

して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

エ 法第 64 条は、次のとおり規定する。

「第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第 55 条の 4 第 2 項（第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。第 66 条第 1 項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。」

オ 法第 77 条の 2 第 1 項は、次のとおり規定する。

「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」

カ 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）第 22 条の 3 は、次のとおり規定する。

「法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする。」

キ 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年 12 月横浜市規則第 111 号。以下「委任規則」という。）第 1 項第 16 号及び第 20 号は、次のとおり規定する。

「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条第 4 項及び第 55 条の 4 第 2 項(同法第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)、…の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(16) 法第 63 条の規定による費用の返還に関すること。

(20) 法第 77 条から第 78 条の 2 までの規定による費用等の徴収に

関すること。」

ク 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適正運営通知」という。）IV-3 は、「法第 63 条の返還金に係る債権については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになる」とし、規則第 22 条の 3 の保護の「実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」としている。

ケ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。）第 10 は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第 1 に衣食等の生活費に、第 2 に住宅費に、第 3 に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」としている。

(2) 認められる事実

ア 平成 28 年 3 月 14 日、処分庁は、審査請求人に対して、生活保護法による保護決定処分を行い、住宅扶助は月額 68,000 円とした。

イ 平成 28 年 3 月 18 日、処分庁は、審査請求人に対して、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」により、生活保護法に基づく権利義務等について説明した。

ウ 令和 2 年 2 月 17 日、処分庁は、審査請求人から、転居についての報告とともに、転居前の物件に係る令和元年 12 月、令和 2 年 1 月及び同年 2 月分の家賃を支払っていない旨の報告を受けたため、同人に対し、家賃を支払わないと住宅扶助の目的外使用となる可能性があることを説明し、早急に家賃を支払い、領収書を提出するように伝えた。

- エ 令和2年8月31日、処分庁は、審査請求人から、既に転居を済ませていること及び転居費用は定額給付金で賄った旨の報告を受けた。
- オ 令和2年9月14日、処分庁は、審査請求人から、令和2年8月31日に転居し、転居先の入居時の初期費用や引越し代等は、定額給付金で賄った旨の異動届を受領した。
- カ 令和2年9月24日、処分庁は、審査請求人から、転居前の物件に係る未納分の家賃を転居費用に使った旨の報告を受けたため、審査請求人に対し、未納分の家賃を転居費用に充てるのは目的外使用であり、認められないと伝えた。
- キ 令和3年4月5日、処分庁は、審査請求人に対し、滞納分の家賃を家主が受け取らないことが確定した場合、住宅扶助分が返還となる旨を説明した。
- ク 令和4年3月7日、処分庁は、審査請求人が家賃を滞納していた転居前の物件の大家から、未払家賃放棄書を受領した。
- ケ 令和4年4月15日、処分庁は、審査請求人に対し、法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分及び法第77条の2第1項に基づく本件処分を行った。
- コ 令和4年4月15日付け生活保護費用返還金決定処分に係る「算定書 支弁額計算票」には、住宅扶助として令和元年11月及び同年12月は53,485円、令和2年2月は65,569円が支弁された旨が記載されており、同処分に係る「算定書 最生費超過認定額」には、これらの算定年月に係る返還対象額が全て68,000円と記載されている。

(3) 本件処分の判断枠組みについて

法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分(以下「返還金決定処分」という。)は、生活保護受給者が本来ならば受けるべきでなかった保護金品を得た場合の事後調整を目的として、保護費の返還の要否及びその範囲について判断をした上で行う処分であり、その効果は、費用返還の義務付けである一方、法第77条の2第1項に基づく生活保護費用徴収金決定処分(以下「徴収金決定処分」という。)は、法第63条に基づく返還金に係る債権の存在を前提とし、当該債権を強制徴収公債権として徴収することを目的として行う処分であり、その効果は、国税徴収の例により徴収することができるようになることである。すなわち、返還金決定処分により、費用返還の義

務付けがなされ、当該義務を前提とした上で強制徴収公債権とするのが徴収金決定処分となる。

法第 77 条の 2 第 1 項は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが相当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）」という要件を定める。ここにいう「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」とは、法第 63 条に定める要件と同一であって、徴収金決定処分の前提である返還金決定処分において判断されるものであるから徴収金決定処分において改めて判断されるべきものではない。よって、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」か否か、すなわち費用返還義務の適否については、徴収金決定処分に係る本件審査請求において判断の対象とならない。

なお、返還金決定処分と徴収金決定処分とは、その目的、効果及び審査請求先を異にし、かつ、返還金決定処分に不服がある場合は同処分に対し不服申立てを行うことができるのであり、同処分の適否を争うための手続保障が十分に与えられているのであるから、返還金決定処分に不服がある場合は同処分に対して不服申立てを行うべきであり、徴収金決定処分に対する本件審査請求において返還金決定処分の違法性を主張することも認められない。

この結果、徴収金決定処分である本件処分の違法性についての争点は、法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き該当性、すなわち、本件において規則第 22 条の 3 該当性が認められるか否かとなる。以下、これについて判断する。

(4) 法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き及び規則第 22 条の 3 の趣旨

法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き及びこれを受けた規則第 22 条の 3 は、法第 63 条に基づき生活保護費用の返還義務を負う生活保護受給者の生活保障と保護の実施機関の徴収の負担との調整を行うことを目的とした規定である。保護の実施機関において、保護費の算定や調査手続に誤りなどがあつた場合にまで、法第 77 条の 2 第 2 項の国税徴収の例と同様に強制徴収を行うことは、生活保護受給者の生活保障に対する影響が大きく、相当とは認められないことから、上記のような規定が置かれたと認められる。

したがって、規則第 22 条の 3 の定める要件該当性の判断に際しては、かかる生活保護受給者の生活保障と保護の実施機関の徴収の負担とを比較衡

量しつつ、保護金品の交付について実施機関の帰責性が認められるか否かをもって判断すべきである。

(5) 本件処分について

本件においては徴収の対象となっている令和元年10月1日から令和2年4月30日までの保護費の支給当時、審査請求人は同期間に係る家賃支払義務を負っていたのであるから、処分庁としては保護費のうちの住宅扶助分を支給すべき状況にあり、保護費の支出について適切な判断がなされている。

したがって、本件において、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの保護費を支給した処分庁の判断に適正運営通知IV-3に定めるような処分庁の帰責性は認められない。

この点、審査請求人は、前記「3 審査請求人の主張の要旨」(1)から(3)までのとおり主張するところ、これらの主張を規則第22条の3の定める要件該当性を争う主張であるとする、(1)については、審査請求人がやむを得ず引っ越すことになり、立退料の支払いがなかったとしても、本件処分による徴収の対象期間に係る保護費の支給当時に、審査請求人が家賃支払義務を負っていたことに影響を与えるものではなく、処分庁がした保護費の支出の判断が不適切となるわけではない。また、(2)及び(3)については、処分庁が、審査請求人に対し、令和2年2月頃から本件処分に至るまでに、継続的に訪問又は電話により状況の把握及び生活保護制度の説明等を行っており、特に本件処分との関連が大きいものとして、令和2年2月17日及び同年9月24日に、家賃を支払わないと保護費のうちの住宅扶助分の目的外使用となる旨を説明し、令和3年4月5日に、滞納している家賃を家主が受け取らないことが確定した場合は保護費のうちの住宅扶助分が返還となる旨を説明していることが認められる。そのため、処分庁が審査請求人に対する説明等を怠ったとは認められない。なお、仮に(2)及び(3)のような事実があったとしても、本件処分による徴収の対象期間に係る保護費の支給当時に、審査請求人が家賃支払義務を負っていたことに影響を与えるものではなく、処分庁がした保護費の支出の判断が不適切となるわけではない。

よって、本件処分において、法第77条の2第1項括弧書きを受けた規則第22条の3に該当する事実は認められない。

なお、仮に審査請求人の主張を返還金決定処分によって決定された返還

義務そのものを争う主張であるとした場合は、前述の「6 審査会の判断」(3) のとおり、本件審査請求において判断の対象とならない。

(6) 徴収額算定の相当性について

なお、令和4年4月15日付け生活保護返還金決定処分に係る「算定書 支弁額計算票」によると、住宅扶助として令和元年11月及び同年12月は53,485円、令和2年2月は65,569円が支弁されているところ、同処分に係る「算定書 最生費超過認定額」では、これらの算定年月に係る返還対象額が全て68,000円となっており、住宅扶助に係る支弁額より返還対象額が多く算定されていることから、本件処分の通知書に記載された決定理由中の令和元年10月から令和2年4月までの間に、住宅扶助として支弁された額は444,539円である一方、徴収額は476,000円となっている。この点についても違法又は不当がないか、職権により以下判断する。

この点、生活保護費は世帯ごとに認定される最低生活費と実施要領第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）の対比により決定され、収入充当額は生活費、住宅費、教育費、介護費、医療費の順で充当し、その不足する費用に対応して保護の種類を定めることとされている（実施要領第10）。

令和元年11月、同年12月及び令和2年2月については、各月の審査請求人の世帯に年金等の収入があったため、実施要領第10の定めに従い収入充当したところ、住宅費の一部にも充当が及んだことから、住宅扶助としての支弁額が住宅費の基準額である68,000円を下回ったものと認められる。すなわち、令和元年11月及び同年12月は、住宅費の基準額である68,000円と実際に支払われた住宅費である53,485円の差額14,515円が、令和2年2月は、同じく差額2,431円が住宅費に収入充当されていたものと認められる。

もっとも、本件では、審査請求人が賃料債務の免除を受けたことから、審査請求人の世帯に係る生活保護費は、住宅費がないものとして再決定されるべきものであって、住宅費の一部に充当された収入は、住宅費がなければ、教育費、介護費及び医療費の順に収入充当されるのであるから、教育費及び介護費がない本件においては、医療費に対して収入充当がなされるべきであったこととなる。そうすると、住宅扶助としての支弁額が68,000円を下回っていた令和元年11月及び同年12月並びに令和2年2月については、

前者の2か月分については、差額である14,515円が医療費に充当されるべきであり、後者の1か月分については、差額である2,431円が医療費に充当されるべきであった。

したがって、住宅扶助としての支弁額が68,000円を下回っていた令和元年11月及び同年12月並びに令和2年2月についても、審査請求人は、当該下回った差額について、医療機関に対して支払うべき医療費を免れる形で本来負担すべきものを負担していなかったのであり、その負担分を横浜市が支払っていたのであるから、それを踏まえ、実際に支払われた住宅費と医療費に収入充当すべきであった差額分の合計である68,000円について徴収金決定を行うことも不合理とはいえない。

したがって、本件処分において、住宅扶助として支弁した額よりも多く徴収額を算定したことに違法又は不当はない。

(7) その他

その他本件処分を違法又は不当とすべき理由も見当たらない。

(8) 結語

よって、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(9) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(10) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和4年7月25日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和4年8月29日	・ 弁明書等の受理
令和4年8月31日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和4年9月26日	・ 反論書等の提出再依頼
令和4年11月4日	・ 反論書等の提出再々依頼
令和4年11月18日	・ 反論書の受理
令和4年11月21日	・ 反論書の送付
令和5年3月6日	・ 質問書の送付（処分庁宛て）
令和5年3月16日	・ 質問に対する回答の受理
令和5年5月26日	・ 審理手続の終結
令和5年6月1日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年6月13日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和5年7月11日	・ 調査審議
令和5年8月8日	・ 調査審議